

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	地下鉄長田駅前空間本整備 検討業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6980	2024年10月9日	街角企画株式会社 大阪市北区天神橋1丁目 1番1号	4,994,000	本業務は、地下鉄長田駅前空間のオープンスペースについて、本整備に向けて実施する社会実験の会場設営及び当日の運営、実験の効果測定を行い、実施結果を取りまとめ、社会実験実施後は地元ワークショップの実施支援や本整備に向けた計画を作成するものである。 本業務は先行して実施している「地下鉄長田駅前空間社会実験企画検討業務」に引き続き実施するものである。街角企画(株)は上記業務を受託し、当該通路の再整備を見据えた社会実験の実施を検討しており、当該再整備の目的や地域状況、本業務の趣旨を十分に理解している。 また、検討に要する地域や関係者等との意見調整も円滑に行っており、そのノウハウを活かして社会実験の調整や当日の運営、実施後の効果検証や意見集約等の取りまとめが一貫して可能であることから、委託先として最も合理的かつ経済的であると考えられる。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	令和6年度 バス停併設型ベンチ・上屋整備業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6980	2025年3月24日	神姫バス株式会社 姫路市西駅前町1番地	36,000,000	本業務は歩道上において、歩行者用ベンチ及びその上屋を設計し、整備するものである。 業務対象の6箇所は、全て神姫バス株式会社が運行しているバス停に近接しており、工事にあたっては、運行している路線バスとの調整及びバス利用客の安全確保が必須となる。 神姫バス株式会社は、バス事業者として当該路線バスの運行を行っており、各バス停の利用状況及び周辺道路の交通状況を熟知していることから、路線バスの運行及びバス利用客への影響を最小限に抑えつつ、工事を進める事ができる。 上記の理由から、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
3	三宮駐車場(南)昇降機設備 保守管理業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6026	2025年4月1日	神戸電鉄グループ共同事業体 神戸市兵庫区新開地1丁目 3番24号	1,253,472	本業務は、令和6年度末に三宮駐車場(南)に新設する昇降機設備の保守管理である。 三宮駐車場の指定管理者(令和3~7年度)である神戸電鉄グループ共同事業体が、駐車場施設の維持管理を行っている。現在の指定管理協定に含まれない業務のため、別途委託契約する必要がある。当該駐車場の特定の設備であり、担当技術者でなければ保守管理できないことより、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	駐輪場定期券等管理システムにおけるWEB決済(クレジットカード決済)、コンビニ決済)	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6026	2025年4月1日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 東京都渋谷区道玄坂1丁目 2番3号	2,229,000	GMOペイメントゲートウェイ株式会社は、駐輪場定期券等管理システムにおけるWEB決済(クレジットカード決済)及びコンビニ決済を担当する事業者である。 令和4年8月契約の「駐輪場定期券等管理システム開発業務」において、当該事業者の決済サービスを組み込んだシステムを開発したことから、本市が決済事業者として指定納付受託者に指定したため、当該事業者以外に決済業務を行うことは困難である。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
5	駐輪場定期券等管理システム保守・運用管理業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6026	2025年4月1日	株式会社アーキエムズ 京都市中京区両替町通御 池上ル龍池町449-1	12,540,000	株式会社アーキエムズは、令和3年6月に実施した総合評価落札方式一般競争入札にて決定した当該システムの開発事業者であり、当事業者以外に保守・運用管理業務の確実な履行が可能なる者は考えられない。 なお、開発業務の入札時に開発事業者からの保守・運用管理方法や概算費用に関する提案を評価しており、業務内容や契約金額について乖離がないことを確認している。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
6	駐輪場WEBサービス回数券 アプリ開発業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6026	2025年4月1日	株式会社アーキエムズ 京都市中京区両替町通御 池上ル龍池町449-1	4,400,000	株式会社アーキエムズは、令和3年6月に実施した総合評価落札方式一般競争入札にて決定した当該システムの開発事業者であり、当事業者以外に改修業務の確実な履行が可能なる者は考えられない。 なお、開発業務の入札時に開発事業者からの保守・運用管理方法や概算費用に関する提案を評価しており、業務内容や契約金額について乖離がないことを確認している。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
7	駐輪場定期券等管理システム発券機におけるクレジットカード決済・QRコード決済	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6026	2025年4月1日	ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル13階	7,874,000	ビリングシステム株式会社は、駐輪場定期券等管理システム発券機におけるクレジットカード決済・QRコード決済を担当する事業者である。令和4年8月契約の「駐輪場定期券等管理システム開発業務」において、当該事業者の決済サービスを組み込んだシステムを開発したことから、本市が決済事業者として指定納付受託者に指定したため、当該事業者以外に決済業務を行うことは困難である。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
8	駐輪場定期券等管理システム発券機における交通系IC決済	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6026	2025年4月1日	株式会社JR西日本コミュニケーションズ 大阪府東大阪市堂島1-6-20堂島アバンザ8F	1,950,000	株式会社JR西日本コミュニケーションズは、駐輪場定期券等管理システム発券機における交通系IC決済を担当している事業者である。令和4年8月契約の「駐輪場定期券等管理システム開発業務」において、本市が交通系IC決済事業者として指定し、当該事業者の決済サービスを組み込んだシステムを開発したことから、当該事業者以外に決済業務を行うことは困難である。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
9	放置自転車等管理システム保守・運用管理業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6026	2025年4月1日	有限会社ステラネット 大阪府東大阪市新池島町3丁目5番1号	3,273,600	本システムは建設事務所、自転車等保管所、警察署間のVPN回線によるネットワークを構築している点の特徴であり、その保守運用管理には、各所におけるシステムを熟知している必要がある。当該事業者は、本システムの開発者である。開発時には、建設事務所、保管所や警察署内部のネットワーク調査等を実施し、同システムに関する細部の理解や運用ノウハウを熟知しており、保守運用管理を行うにあたっての技術を十分に備えていることから、(有)ステラネット以外に業務の確実な履行が可能な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
10	令和7年度ユーカリ栽培業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町3-1/TEL:078-861-5624	2025年4月1日	公益財団法人 神戸市公園緑化協会 神戸市須磨区緑台	61,425,000	本業務は、王子動物園で飼育するコアラの飼料となるユーカリの栽培・供給に関する業務である。コアラはその特性上、ユーカリの新芽しか食さない上、新鮮な枝を年間を通じて安定的に確保する必要がある。さらに、個体ごとに嗜好が異なり、同じ個体でも季節などにより嗜好が変化するため、常に十数種類の違った品種が必要である。上記条件に合うものを安価で安定的に入手するためには国内で確保する必要があるが、そもそも市場にはこのようなユーカリは流通していないため、ユーカリを契約栽培し、購入するルートを確保・確立する必要がある。また、ユーカリは寒暖の差が大きい日本の気候では栽培が難しく、風水害も受けやすいため、リスク分散の観点からも国内各地の圃場を分散して確保し、契約栽培によりユーカリの原木育成を継続的に行っていく必要がある。また、各圃場の気候特性等に応じた栽培についての技術的指導も求められる。加えて、新たな地域での圃場確保も実施していく必要があり、その際は地元自治体や農協などとの連携も必要となる。このようなことから、本業務を行うためには、ユーカリに関する専門知識を有するとともに、各地の栽培地からの計画的な出荷をもらうための調整能力等が必要であり、安定供給のためには国内各地の栽培地域を一括して管理する必要がある。当該事業者は、当園のコアラ飼育事業開始当初の平成2年度よりユーカリ栽培業務を受託しており、ユーカリ栽培に関するノウハウを有しており、栽培者の確保や栽培者への必要な指導を行い、安定的・計画的なユーカリの栽培・供給業務が可能なのは、当該事業者以外には考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
11	王子動物園堆肥化処理業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町3-1/TEL:078-861-5624	2025年4月1日	藤定運輸株式会社 神戸市兵庫区遠矢浜町5-8	単価契約 104,000/1回 65回想定	本業務は動物園内で発生する糞の堆肥化の処理を行うものである。動物園では大量の塵芥及び動物の糞が発生するが、その処分方法としては、それらを資源として有効に活用するため、堆肥化処理を行うのが望ましい。 動物園で発生する動物の糞は一般廃棄物であり、産業廃棄物である家畜の糞を主に処理している通常の糞処理業者では処理が不可能である。また、神戸市内で動物園の動物の糞を適切に堆肥化できる特別な施設は、一般廃棄物処分量の許可をもつ藤定運輸(株)の処理施設の他にはない。 以上より、当該事業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	令和7年度動物科学資料館 管理運営等業務	建設局王子動物園 神戸市灘区王子町3-1/TEL:078-861-5624	2025年4月1日	公益財団法人 神戸市公園緑化協会 神戸市須磨区緑台	18,874,900	当業務は、動物に関する資料の収集及び動物愛護思想の普及等を行うとともに、動物に関わる教育普及・教育振興を図るものである。中でも教育普及・教育振興の業務は、動物園の役割のひとつである教育の中核をなす公益性の高い重要な業務である。よって、単に経済的効率性を求めるべき性格の業務ではなく、その実施に当たっては専門性・継続性が要求され、また、知識・経験を有する職員の常駐が求められる。 当該事業者は、昭和31年に設立された財団法人神戸市王子動物園協会を平成8年に統合し、これまでも本市と一体となって、王子動物園における動物園事業の補完的な役割を担っている団体である。当該業務を遂行するために必要な、学芸員資格を有する職員や、教育普及を担う経験・知識を有した職員を常駐配置しており、当該業務に必要な人材の確保や蓄積されたノウハウの活用を図ることが可能である。 また、当該事業者はこれまでも、動物園内の公益事業として動物の教育普及のため、特別展を開催し、また、館内の動物園ホールや市内学校において年間約300件の教育支援事業を開催したり、園内でワークショップ等のイベントを実施したり、新聞広告等の広報事業を行ったりするなど、王子動物園と一体となって対応してきた。 これらの点から、当該事業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
13	産業廃棄物埋立処分業務	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸3階/TEL:078-806-8708	2025年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目2番2号	12,870円/㎡(上限2,950t)	本業務は、東部スラッジセンターで発生する下水汚泥焼却灰を最終処分場において埋立処分する業務である。 当該団体は、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)に基づいて設立された団体であり、同法により大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。 本市においても、当該団体との間で締結した昭和61年1月30日付基本協定において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託することとしており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外に適切な者はいないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
14	大阪湾広域廃棄物埋立処分 場整備事業	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸3階/TEL:078-806-8708	2025年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島二丁目2番2号	5,790,000円	本業務は、東部スラッジセンターで発生する下水汚泥焼却灰を含む産業廃棄物や一般廃棄物を埋立処分するための最終処分場を整備する業務である。 当該団体は、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)に基づいて設立された団体であり、同法により大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、最終処分場の整備業務を行っている。 本市においても、当該団体との間で締結した昭和61年1月30日付基本協定において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託することとしており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外に適切な者はいないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
15	下水汚泥焼却灰のセメント原料利用に係る処理委託業務	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸3階/TEL:078-806- 8708	2025年4月1日	住友大阪セメント株式会 社 赤穂工場 兵庫県赤穂市折方1513	11,000円/t (上限1,450t)	東部スラッジセンターから排出する下水汚泥焼却灰は現在、3つの方法で処分されており、①セメント原料への有効利用、②アスファルト合材としての有効利用、③大阪湾フェニックスへの埋立処分がある。本業務は下水汚泥焼却灰を、セメント原料として資源化し、有効利用するものである。本業務を合理的に実施するために、下記の条件を満たす業者との契約が必要となる。 (1)本業務は、産業廃棄物の処分(中間処理)にあたるため、当該処分に係る許可を有する業者であること。 (2)処分先が遠方になると、運搬費が高額になること、また、BCPの観点より、緊急時に遠方の処分先まで焼却灰を運搬することは現実的でないことから、排出場所に極力近い距離に所在する業者であること。 上記条件を全て満たす業者は、県内及び近隣県では、住友大阪セメント株式会社(赤穂工場)のみであり、当該団体以外に適切な者はいないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
16	神戸総合運動公園野球場観客席更新工事他支援業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6452	2025年4月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	193,930,000	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 上記と同じ理由で、令和6年度には、標記工事のうち、バックネット裏やダグアウトの座席更新、防水工事に係る設計業務は当該団体に委託している。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
17	しあわせの村運動広場系統高圧ケーブル更新工事発注等業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6452	2025年4月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	20,126,700	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第22条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象であるしあわせの村の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し施工できる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
18	総合運動公園野球場等施設 修繕等業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年4月1日	オリックス野球クラブ株式 会社 大阪府大阪市西区千代崎 3丁目北2番30号	27,500,000	本業務は、野球場等の施設(ほっともっとフィールド神戸、サブ球場(G7スタジアム神戸)、周辺園地等)の修繕、および修繕にかかる実施計画の立案・業務調整・その他付随業務である。 総合運動公園野球場等については、現在、オリックス野球クラブ(株)(準地元)が都市公園法第5条の管理許可によって管理運営を行っており、オリックスバファローズ球団の準フランチャイズ球場等として活用されている。これにより、オリックス球団をはじめとするプロ野球の公式試合の開催や学生野球リーグ戦、高校野球県予選大会、少年野球大会等、野球を中心にプロから学生まで幅広く様々な利用がなされ、市民の身近な野球場として定着している。 また、サブ球場(G7スタジアム神戸)及び周辺については、同事業者が神戸総合運動公園サブ球場管理運営等業務委託によって、一体的に管理運営を行っている。 当該業者は、野球場の運営だけでなく、施設維持管理分野においても、プロ野球での使用に耐えうる専門的な各種ノウハウを有し、蓄積してきた。また、長年の野球関連のサポート経験と当該施設の管理運営実績を通して、老朽化しつつある当該施設の現状に精通し、高度な問題解析や、その対処方法を熟知している唯一の事業者である。 日常管理や運営全般を管理許可業務で行っている当該業者に、施設の修繕及び修繕にかかる計画の立案や事業調整等を委託し、施設保全を総合的かつ効率的に行わせることで、大規模かつ特殊性を有している当該施設を良好な状態に維持することが期待できるとともに、不時の施設障害時にも迅速な対応が可能となる。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
19	御崎公園球技場及び周辺施設等に関する維持管理業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式 会社 神戸市中央区海岸通1-2- 31神戸フコク生命海岸通 ビル4階	388,156,900	本業務は、御崎公園球技場(ノエビアスタジアム神戸)及び周辺施設の建築設備等の保守点検業務、園地管理業務、施設修繕業務、スポーツ振興事業を行うものである。 本球技場および駐車場の管理運営については、神戸市と楽天ヴィッセル神戸株式会社との間で平成29年12月に締結した基本協定に基づき、平成30年4月から10年間、当該事業者が都市公園法第5条の管理許可により行っており、Jリーグに加盟するプロサッカークラブであるヴィッセル神戸のホームスタジアムとして活用されている。 日常管理や運営全般を管理許可業務で行っている当該業者に、施設の修繕及び修繕にかかる計画の立案や事業調整等を委託し、施設保全を総合的かつ効率的に行わせることで、大規模かつ特殊性を有している当該施設を良好な状態に維持することが期待できるとともに、不測の施設障害時にも迅速な対応が可能となる。 さらに当該業者は本球技場の最大利用者であることから、周辺施設を含めて本球技場に精通している。そのため、ヴィッセル神戸を核として、球技場や周辺施設を活用したイベント等の取り組みを行うことができ、スポーツ振興事業を通じて地域活性化に寄与することが期待できる。 また、令和6年度も引き続き、ふるさと納税を活用した観戦環境改善としてスタジアム内のトイレの美装化等の改修を実施するが、当該事業者は施設利用者のニーズや利用状況を最も把握しており、より利用者ニーズに合わせた改修をすることが期待できる。さらに、本球技場ではイベントが多いため、施工の際には細やかな利用調整や安全管理を行う必要があるが、当該事業者は、施設の利用動線や利用状況を熟知しており、適切な施工管理を行うことができる。 以上の理由により、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
20	磯上公園植栽ほか維持管理業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年4月1日	一般社団法人 神戸市造 園協力会 神戸市兵庫区下沢通7丁 目2番28号	13,343,000	磯上公園は、再整備(R6.5完了)において「都心におけるみどりの癒し空間創出」をテーマに、高度な造園技術により作庭した「ヒーリングガーデン」を主体として、芝生広場も含め、景観に配慮した園地整備を行っている。また、同公園では「こうべ木陰プロジェクト」の一環で、六甲山の高木の移植も行っており、適宜水撒きを行うなど、適切な維持管理を行う必要がある。 本業務は、磯上公園の「ヒーリングガーデン」を含めた園地の適切な維持管理を実施するものである。 「ヒーリングガーデン」は、水景施設や多様な植栽を配置した庭園空間であり、その景観を維持していくためには、作庭者の意図に配慮し、継続的な視点で樹木特性を踏まえた手入れを行っていく必要がある。R6年度の整備完了後、管理は2年目となるが、それぞれの植物は生育途中であるため、植物の活着状況や生育の具合を慎重に観察しながら繊細な管理をしていくことが求められる。また都心部に移植されて間もない六甲山の高木を活着させるためには、樹木の状態を観察し、手入れのタイミングを見定めながら施肥や水撒きなど、適正な管理を行う必要がある。 そのため、これら多岐にわたる園地管理業務を、高度な造園技術を駆使しながらマネジメントすることが不可欠な業務となっている。 一般社団法人神戸市造園協力会は、様々な専門技術を有する市内39社の造園業者で構成されており、庭園管理、芝生管理、樹木管理等多岐にわたる分野に関して高い知見を有し、高度な植栽・園地管理を行うことができる。 さらに、ヒーリングガーデン整備および、R6年度の管理の受注業者である。ヒーリングガーデン作庭に関する監修者の指導を受けており、その管理ノウハウについても知見を有しており、本業務の目的を遂行できる唯一の団体である。 よって、特命随意契約を締結するものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。
21	下水道事業財務会計システム等サーバ構築・移行業務	建設局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館6階/TEL:078-322- 6563	2025年4月1日	日本電気株式会社 神戸 支社 神戸市中央区東町126番 地	7,095,000	現在の下水道事業財務会計システムが動作するサーバ機器は、その保守期間が令和7年11月末で終了することから、新たなサーバ機器に切り替えを行う必要がある。 新たなサーバ機器での運用を開始するためには、当システムを稼働させるためのサーバ構築業務(機器選定・設計・ネットワーク設定・その他メンテナンス業務等)およびサーバ移行業務が必要となる。 これらの業務は、下水道事業財務会計システムの稼働と密接に関係しており、当システムが安定的に稼働することを確認しながら業務を進める必要があるため、当システムを開発し、保守管理を行っている業者でなければ対応することが出来ない。 そのため、当システムの保守管理を行っている日本電気株式会社に特命随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
22	令和7年度 神戸新交通六甲アイランド線昇降機設備更新業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 5864	2025年4月1日	神戸新交通(株) 神戸市中央区港島6丁目6 番地の1	81,984,400	本業務は、神戸新交通六甲アイランド線駅舎の昇降機設備の更新を行うもので、魚崎駅のコンコースとホームを結ぶエスカレーター(U5号機・1995年設置)1基の更新を行うものである。 神戸新交通六甲アイランド線の軌道敷の維持修繕に関しては、平成2年1月5日付「神戸新交通六甲アイランド線軌道敷の維持修繕に関する協定書」並びに同細目協定書別表の維持修繕区分に基づき、昇降機類についての財産区分は神戸市であるため、機器更新については所有者である神戸市が実施することになる。 本業務で更新対象の昇降機設備は軌道乗降用プラットフォーム上に設置され、日常的に多数の軌道利用者が使用する機器であり、本更新業務において現地施工中に不測の事態が生じた場合や、軌道利用者の誘導計画及び工事監理等において、軌道運輸司令並びに関係機関と連携した確実な対応が必要であるため、本業務の迅速、安全、確実に行うと共に、施工並びに軌道利用者に対する責任の一元化を図れるのは軌道管理者である当該事業者以外に適切な者はないため、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
23	東遊園地ほか植栽管理作業	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年4月1日	一般社団法人 神戸市造 園協力会 神戸市兵庫区下沢通7丁 目2番28号	14,096,500	<p>本業務は、東遊園地内及び市役所1号館前の花壇植栽や芝生等において、適切な維持管理を実施するものである。</p> <p>東遊園地内及び市役所1号館前の花壇は、市で進めている「自然の景」の創出による技術的にも新たなみどりと花の取組みである「Living Nature Kobe」の拠点として植栽を整備している。この取組みが広く市民に認知されるため、整備された植栽を適切に管理するとともに、当該植栽管理を通じて得られる知見や技術を新たな植栽手法の一例として蓄積し、今後その整備・管理を担うことになる市内造園事業者間の連携強化及び若手造園技能者の技術向上・意識啓発を図ることは必要不可欠である。</p> <p>また、リニューアル後の東遊園地内の芝生ひろばでは、多数のイベントが催され、にぎわい創出に寄与する一方で、イベントによる芝生の損傷は避けられず、適切な維持管理が必要である。特に、震災関連イベントなどにより、適期に播種・養生などの作業を行うことが困難な状況の中で、美しい芝生を維持するためには、状態の変遷を十分に理解し、継続的な視点で芝生の生育を看視することはもちろん、高度な造園技術が必要となる。</p> <p>当該委託事業者は、本市の造園緑化事業の推進に協力することを目的として、市内39社の造園業者で組織されている団体であり、本市の緑化行政の推進に協力する事業の実施のほか、造園緑化技術の向上研鑽、技術改善と向上育成のための講習及び研修育成を行っている。</p> <p>本業務の遂行には、植栽の管理を中心とした、造園緑化分野にかかる幅広い知識や技術力、経験を有していること、企業間で技術・情報の共有がおこなわれることが必要であり、当該業者以外に適切な者は考えられない。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。</p>
24	令和7年度 神戸三田線有馬 口トンネル監視業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 5864	2025年4月1日	阪急阪神ビルマネジメント (株) 神戸営業所 神戸市灘区船寺通二丁目 2番8号	4,950,000	<p>本業務は、神戸三田線有馬口トンネルに設置されるトンネル附帯設備(受変電設備・防災設備・保安設備等)の運転監視及び火災・事故等の緊急時対応等の業務を365日24時間体制で行い、安全かつ円滑な交通を確保することを目的としている。</p> <p>本トンネルは神戸市建設局で管理するトンネルの中で、カメラによる監視装置を設置する唯一のA級トンネルであり、その安全を確保するため24時間体制で監視を行う必要があるが、本トンネル単独でその監視体制を構築することは、人員面また金銭面でも非現実的であるため、本トンネル附帯設備の運転監視及び緊急対応に必要な機器は全て、本トンネルに近接する有料道路を管理する神戸市道路公社の中央監視設備に表示・着信するシステムとなっており、これらシステムの構成は全て警察・消防と協議により当該箇所にて監視体制を取ることとしてシステム構築に関し同意を得ており、また特に消防ではこれらのシステム構成を基に、同トンネルに対する防御計画を策定しているため、システムを他に移設することは不可能である。</p> <p>神戸市道路公社は長大トンネルを監視するための中央監視室を設け、各トンネル附帯設備の監視業務及び各トンネルに設置されるカメラによるトンネル内監視を行い、それらから得られる情報を基に、火災・事故などの緊急時対応を行っているが、これらを実際に行っているのは、神戸市道路公社から監視業務を委託されている当該業者である。</p> <p>当該業者は日常的にトンネル監視業務を行うと共に、通行車両からの非常電話の受信対応及び異常発生時には関係各所への通報業務も実施しており、監視業務に精通している。</p> <p>またトンネル附帯設備に対し、軽微な警報発生に即応できる者も有するため現場処置も含め委託することが可能である。</p> <p>以上のことにより、本業務を実施できるのは当該事業者以外に適切な者はおらず、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
25	三宮中央通連絡地下通路等 管理委託業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 5507	2025年4月1日	神戸電鉄グループ共同事 業体 神戸市兵庫区新開地1丁 目3番24号	27,927,596	当該地下通路は、三宮地区三層ネットワーク構想の一環で整備された地下通路である。隣接する神戸市道路公社所有の三宮中央通駐車場と機械室や監視室等を共有するよう整備されており、また施設運用時間や施設開放時間等についても一体的な管理が行われている。 三宮中央通駐車場管理を受託している事業者である神戸電鉄グループ共同事業体が当該地下通路の管理を行うほうが緊急時対応等も含め合理的かつ効率的であることにより、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
26	神戸駅前連絡地下道管理委 託業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 5507	2025年4月1日	神戸地下街株式会社 神戸市中央区三宮町1丁 目10番1号	48,609,761	当該地下道(デュオ神戸山の手)は、本市認定道路の地下部分に設けられた公共通路と神戸地下街株式会社が所有している店舗部分、共有部分により構成されている。 建設にあたり、双方の費用負担のもと、本市所有の通路部分、当該事業者所有の店舗部分、共有部分である機械室や中央監視室、設備等を一体的に整備しており、昭和49年に市と当該事業者の間で締結した協定では、市が所有する部分も含め当該事業者が管理することとしている。 地下道と店舗部分等は施設として一体的なものであり、 (1)財産区分は上記のとおり市所有部分、事業者所有部分のほか、空調・照明・防犯灯の共有部分(設備など)は双方が使用している。 (2)保安警備業務等についても、利用者の安全性・利便性の確保を図るため、事業者と一体的に行うことが望ましい。 (3)日常の店舗等を管理する中で当該地下道部分も一体的に管理する方が、緊急時対応や警備員の配置が効率的に行えるなど、管理経費の削減が見込まれる。 以上のことより、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
27	道路交通情報等収集・提供 業務	建設局道路管理課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6806	2025年4月1日	公益財団法人日本道路交 通情報センター 東京都千代田区飯田橋1 丁目5番10号	5,800,000	当該業務は、道路利用者の安全と利便を図るため、道路に関する情報の収集および提供を行うものであり、道路管理業務を行うにあたって必然的に生じる公共性の高い業務である。 公益財団法人 日本道路交通情報センターは、「道路および道路交通に関する情報の収集および提供、調査、研究、試験等を行い、もって道路交通の安全と円滑化に寄与するとともに、産業の進展に即応した道路網の体系的整備に貢献すること」を目的に、昭和45年に設立された公益財団法人であり、国土交通省・警察庁の協力のもと、「神戸センター」を含む全国の4事業所、1支所、53センターおよび80箇所の駐在を通じて、各種道路情報を一元的に収集・提供できる全国唯一の団体である。他に代替機関が存在しない。 以上のことから、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
28	垂水処理場 麗水設備等運転管理業務	建設局西水環境センター施設課 神戸市垂水区平磯1-1-65/TEL: 078-752-5017	2025年4月1日	(株)ニチジョー 神戸市中央区港島4丁目 7番地の8	3,686,100	本業務は、垂水処理場の麗水プラント及び関連設備(送水設備等)の運転及び維持管理を行うものである。麗水プラントとは下水処理水を膜分離により高度処理する設備であり、当該設備で精製された水を「麗水」という。 麗水の供給先には市が管理する施設だけでなく、スポーツガーデン、洗車場といった市より管理を委託された市民開放施設も含まれている。そのため、設備の不具合・故障の早期発見及び、復旧に向けた迅速な対応が求められる。麗水設備の不具合・故障時の発報監視装置は、本市職員が使用する処理場中央監視室と令和4年度から令和7年度の「汚泥処理施設等運転管理業務」の包括委託業務事務所にしか設置されていない。包括委託業務先以外に委託する場合には新たに発報監視装置を設置する必要がある。当該事務所には、現に常時監視体制が整っていることから、設備の不具合・故障の早期発見及びその迅速な対応が可能であり、本件業務の仕様を満たせるのは上記受託者のみである。 以上のことから、「汚泥処理施設等運転管理業務」受託者と特命随意契約を締結するものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
29	下水道台帳システム保守管理業務	建設局下水道部管路課 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコ ルディア神戸3階/TEL:078-806- 8754	2025年4月1日	(株)オオバ 神戸営業所 神戸市中央区磯辺通4-1- 8 I.T.Cビル905	5,280,000	本市の下水道台帳システムおよび下水道関連データベースは、(株)オオバが独自に開発した Cmapt for Windows (GISエンジン) を基盤として構築されている。当該システムは、GIS 上で公共下 水道の管渠情報、調査・点検情報、修繕・改築情報等の各種維持管理情報を一元的に管理・蓄積・運 用するもので、かつ窓口・通報対応等で日常的に使用されており、安定的な運用が必要不可欠であ る。 そのため、本業務は確実に実施される必要があり、システム開発者である当該業者でなければ実施 できないものである。 以上より、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
30	令和7年度農業集落排水事 業機能強化等業務	建設局下水道部経営管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸3階/TEL:078-806- 8764	2025年4月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	171,000,000	農業集落排水処理施設の性能及び機能を確保するためには、本業務の内容である、①処理施設の 老朽化等へ対策となる改築更新工事、②改築更新工事を実施するために必要な調査設計、③不具 合箇所の改良工事等が必要である。 本業務は、当該地域住民の生活環境に直結するものであり、適時迅速な対応が必要であるが、施設 の設計、工事をするにあたっては土木・建築・機械・電気等各分野の専門的な知識・経験を要するこ と、対象となる農業集落排水施設が西区・北区の広範囲に多数点在していること等から、現状の市部 局の業務執行体制では、工事発注関係事務を適切かつ迅速に実施することが困難である。 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の第22条において、発注者が自ら発注関係 事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識 および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が 整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされて いる。 (一財)神戸住環境整備公社は、関係する法令・積算基準・設計管理等の専門的な知識を有し、公 平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、かつ農業集落排水施設の改築工事等につ いて十分な専門的知識を有しており、農業集落排水施設の調査、設計、工事発注から完成(発注、監 督、検査)まで一連で業務を行うことができる。これらの条件を満たす団体は当該団体以外になく、本 業務を適切かつ迅速に履行できる唯一の団体である。 以上の理由により、(一財)神戸住環境整備公社に対して特命随意契約を締結するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
31	下水道施設・設備情報システ ム運用保守業務	建設局下水道部施設課 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコ ルディア神戸3階/TEL:078-806- 8715	2025年4月1日	三菱電機(株)兵庫支店 神戸市中央区浪花町59番 地 神戸朝日ビル15F	7,590,000	下水道施設・設備情報システム(以下、「システム」という)は、下水道施設・設備の維持管理に必要 な 設備機器、工事履歴、図面等多くの情報を有しており、様々な目的で職員が利用する重要なシス テムである。 本業務は、システムを常に安定動作させるための運用保守業務であり、定期保守点検に加え、ソフト ウェアの異常発生時の対応等を行うものである。 当該システムのソフトウェアは、令和4年度に総合評価落札方式一般競争入札により、「下水道施設・ 設備情報システム再構築業務」を受託した三菱電機株式会社により製作されたもので、製作者独自 の仕様であるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者がない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。(地方公営企業法施行令第21条の13第1 項第2号)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
32	令和7年度神戸市土木工事 積算基準改定に伴うプログラ ム作成業務	建設局技術管理課 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコ ルディア神戸4階/TEL:078-595- 6035	2025年4月1日	富士通Japan(株)兵庫公 共ビジネス部 神戸市中央区磯上通7丁 目1番5号三宮プラザEA ST	2,479,400	本市の土木積算システムは、富士通株式会社の土木積算システムESTIMAを神戸市仕様にカスタマイズして、構築・運用している。 本業務は、各年度における本市積算基準改定のために、本市土木積算システム用の「施工単価プログラム」及び「モジュールプログラム」等を作成又は修正を行うものである。 作業は、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人経済調査会より購入する国土交通省の積算基準データ(XML形式)を土木積算システムESTIMA用に変換したものを本市より貸与し、当該データに本市の独自性を反映するようプログラムの修正等を行うもの他、本市独自基準プログラムの作成又は修正を行うものである。 これらは、神戸市土木積算システムに適合する独自の新規プログラムの作成を実施する特殊性の高いものであることから、本市土木積算システム及び基準データのESTIMA用変換ツールの開発業者(富士通株式会社)の開発企業グループ傘下(富士通Japan株式会社(準地元))以外にプログラムの作成及び修正を行うことができる適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
33	令和7年度神戸市土木積算 システム運用保守業務	建設局技術管理課 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコ ルディア神戸4階/TEL:078-595- 6035	2025年4月1日	富士通Japan(株)兵庫公 共ビジネス部 神戸市中央区磯上通7丁 目1番5号三宮プラザEA ST	6,363,720	本市が土木積算システムとして使用している富士通株式会社製の設計積算パッケージソフトウェア(ESTIMA)は、官公庁の工事・設計等の入札用に限定した設計書作成業務という特殊性等から、自治体のみ提供されている製品であり、独自の暗号化技術が採用され、システムプログラムのオープンソース化はされていない。 このため、現在稼働中の本市土木積算システムは、開発業者である富士通株式会社しかソフト及び関連プログラムのメンテナンス管理作業、ならびに障害時における緊急対応措置等を確実に行うことができない。 以上の理由により、開発企業グループ傘下で同ソフトウェアのカスタマイズやオプションプログラムの開発ならびに保守業務を担当し、神戸市内に事業拠点(兵庫公共ビジネス部)を置く当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
34	市民花壇花苗配布連絡調整 等業務	建設局公園部魅力創造課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6350	2025年4月1日	一般社団法人神戸農政公 社 神戸市西区押部谷町高和 1557-1	5,193,000	本業務は、市民が公園や道路・広場・空き地等を活用し自主的に設置・育成・管理を行う市民花壇に対し、活動費用の補助として花苗の配布を行うものである。 当該委託事業者は、市内の花き生産者で構成された市内唯一の団体である神戸市花き協会の事務局を担っており、鉢物農家はじめ花き協会と密に連携し、市民花壇における花苗配布や関係機関との連絡調整を行うことができる唯一の団体である。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
35	東遊園地管理・にぎわい創出 事業の運営業務	建設局公園部魅力創造課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6350	2025年4月1日	一般社団法人リバブルシ ティニシアティブ 神戸市兵庫区永沢町4丁 目2-27-101	3,773,000	<p>本業務は、東遊園地において、日々の管理を行うとともに、ノウハウ蓄積により、今後の東遊園地の園地管理運営に活かすものである。</p> <p>当該委託事業者は、Park-PFI事業である「東遊園地にぎわい拠点施設運営事業」の認定計画提出者の構成団体であり、公募対象公園施設(URBAN PICNIC)の管理及び特定公園施設(小芝生広場)の活用を行っている。</p> <p>業務としては、日々の東遊園地への来園者対応(落とし物対応やトラブル、救急等緊急対応)を実施するため、来園者に対し即時対応が必要であり、東遊園内に常駐する必要がある。公募対象公園施設等の管理・活用を行っている当該委託事業者は、公募対象公園施設内に事務所を構えており、一体的に業務を担うことで、別途人員を確保することなく、効率的な管理運営を実施することができる。</p> <p>また、当該委託事業者は公募対象公園施設等を活用した自主的なにぎわいの創出事業を実施しており、イベント等を通じ、直接来園者からの意見や要望等への対応が可能となり、今後の東遊園地の効率的・効果的にぎわいの創出及び運営方法を検討することができる。</p> <p>加えて、当該委託事業者は神戸市の都市再生推進法人に指定され、再整備前から東遊園地の実証実験にも参画するなど、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有している。</p> <p>以上のことから、当該委託事業者が本業務を実施することが、東遊園地全体の効果的・効率的な運営に繋がり、本業務に求められる管理運営課題の抽出を適切に実施することができる。</p> <p>本業務を最適に遂行することができる事業者は当該委託事業者において他になく、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>
36	草花栽培業務	建設局公園部魅力創造課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6350	2025年4月1日	神戸市花き協会 神戸市北区淡河町淡河 1379	28,259,209	<p>本業務はフラワーロードといった観光客の多く訪れる場所の飾花や、市民が公園や道路・広場・空き地等を活用し自主的に設置・育成・管理を行う市民花壇で使用される花苗の栽培を委託するものである。</p> <p>これらに使用する草花は、一度に大量の花苗が必要である。また、花の種類も多種にわたり、種類に応じた花色や着蕾数、草丈、葉張り等の細かな育成管理及び、均一で良好な品質の確保が求められる。さらに、年間を通じて花壇の管理状況に応じた適切な時期に草花を確実に納入する必要がある。そのためには、需給計画に沿って栽培から納入までを一貫して行う必要があり、園芸店やホームセンター等での調達は困難である。</p> <p>「神戸市花き協会」は、神戸市内の9割以上の生産農家で構成された団体であり、需給計画に沿った良質で大量の花苗を生産できる市内唯一の団体である。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>
37	海浜公園維持管理業務	建設局公園部魅力創造課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6453	2025年4月1日	須磨海浜公園パークマネ ジメント組織 東京都千代田区大手町1 丁目7番2号	10,784,940	<p>本業務は、「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業」(P-PFI事業)の事業区域外における(1)草刈や清掃などの一般園地維持管理と、(2)運動施設(球技場・テニスコート)の利用調整を行う業務である。</p> <p>海浜公園では、再整備前から一般園地と運動施設を一体的に維持管理することで、公園利用者に対して管理者を一元化・明確化するとともに、合理化・効率化を図ってきた。</p> <p>再整備事業後、事業区域は令和5年9月から当該事業者が指定管理者として管理運営を行っており、事業区域外も以下の理由から事業区域と一体で管理を行う必要がある。</p> <p>① 球技場は、渋滞対策のため海水浴シーズンなど臨時駐車場として用いられることから、事業区域の指定管理者(当該事業者)と綿密な利用調整が必要となる。</p> <p>② 球技場、テニスコートの利用者が主に使用する駐車場は、当該事業者が事業区域内の駐車場と一体的に管理を行っている。</p> <p>③ 園地の管理についても事業区域と合わせて管理を行うことが効率的である。</p> <p>当該事業者が一体的に管理を行うことで、公園利用者の利便性、施設管理における経済性・効率性において、より良い公園管理が期待できることから、当該事業者以外に適切な維持管理者は考えられない。よって特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
38	オリックス・バファローズと市民との交流事業に関する委託業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6451	2025年4月1日	オリックス野球クラブ株式 会社 大阪府大阪市西区千代崎 3丁目北2番30号	9,560,000	本業務は、「ほっともっとフィールド神戸」において開催されるオリックス・バファローズのホームゲームでの市民向け観戦会、オリックス・バファローズと市民との交流イベントを開催するものである。本業務を履行するにあたり、入場券の準備や座席の確保、オリックス・バファローズの関係者との調整などが必要であるため、委託先は当事者であるオリックス野球クラブ(株)以外に適切な者は考えられない。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
39	神戸総合運動公園サブ球場管理運営等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6452	2025年4月1日	オリックス野球クラブ株式 会社 大阪府大阪市西区千代崎 3丁目北2番30号	23,980,000	神戸総合運動公園サブ球場は、ほっともっとフィールド神戸(本球場)のサブ球場として一体的に利用され、学生野球リーグ戦、高校野球県予選大会、少年野球大会等、野球を中心に市民の身近な野球場として定着している。 当該事業者は、都市公園法第5条に基づく「公園施設管理許可」により、神戸総合運動公園内の本球場を管理運営している。 仕様書第3条に規定のとおり、本球場と一体的管理をすることによって、サブ球場と本球場の一体利用等について、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができることなどから、施設利用者の利便性向上に資することができる。 なお、保守点検及び利用申込受付等の業務において、効率的な人員を配置することができることから、経済性・効率性の面からも当該事業者に相当の優位性があると考えられる。 以上の理由から、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
40	都市公園維持管理業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6452	2025年4月1日	公益財団法人 神戸市公 園緑化協会 神戸市須磨区緑台	459,086,100	1. 当該業務の委託内容は以下Ⅰ～Ⅳのとおりである。 Ⅰ. 大倉山公園等10都市公園(緑地)の美化清掃・植栽管理等の維持管理業務(舞子東海浜緑地(アジュール舞子)の海水浴の実施等を含む) Ⅱ. 野球場・テニスコート等の有料公園施設(運動施設)の利用調整・使用料徴収業務 Ⅲ. 市内約1,600公園の事故防止のための施設点検業務 Ⅳ. 花と緑に関する業務(花と緑のまちづくりに関する情報発信、市内主要部分の花壇管理等) 2. 本業務の中には、業務従事者のローテーション配置などによる効率的業務遂行ができるとともに、相互に補完しながら遂行するものも多く、トータルとしてスケールメリットが生まれることから、各業務を個別に委託する場合に比べ、諸経費の圧縮やサービスの向上を図ることができるため、一括して契約を行うものである。 3. 当該団体は、昭和38年に神戸市の公園緑地行政への協力のため発足し、公益事業を推進する公益財団法人として「神戸市の都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与する」ことを目的に掲げている。 また、市民と行政を結ぶ中間支援団体として、公園における公益事業の充実に努め、利用者へのサービス向上を行政と協力しながら行っている。 さらに、さまざまな公共的業務を担うことができるよう、公園緑地に関して高度な専門知識を有する人材が配置されている。 以上のことから、多種にわたる公園等の維持管理において、公共性、公益性を保ちながら総合的にコーディネートすることができる専門的な知識、経験、技術力を有する団体は当該団体以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
41	苔谷公園体育館の利用調整及び使用料徴収等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6452	2025年4月1日	苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会 神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号	3,900,000	苔谷公園には、苔谷公園コミュニティセンターと本件施設である体育館がある。コミュニティセンターについては、地域住民が管理・運営する施設として設置されており、施設開設当初より、地域の公共的団体である自治会・婦人会等各種団体とふれあいのまちづくり協議会の代表者で組織された苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会により運営されている。本件施設である体育館の利用調整等の業務は、隣接するコミュニティセンターにおいて、コミュニティセンターの利用調整等の業務と一体的に行っており、利用者の施設利用調整を円滑に行うことができることなどから、施設利用者の利便性向上に資することができる。なお、保守点検及び利用申込受付等の業務において、効率的な人員を配置することができることから、経済性・効率性の面からも当該事業者には相当の優位性があると考えられる。以上の理由から、当該事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
42	都市公園内駐車場現金徴収及びキャッシュレス決済等業務	建設局公園部管理課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6452	2025年4月1日	(株)アマノマネジメントサービス株式会社 大阪府大阪市西区立売堀1丁目6番22号	15,387,000	福祉駐車券を扱う(株)アマノのグループ会社であり、機器に精通した技術・知識を持っていることに加えて、近年の競争見積もりでも他と約3倍以上の価格差があり、経済性・効率性の部分でも優位であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当)
43	2025年度神戸市水防情報システム(FISKO)管理運用業務	建設局森林・防災部防災課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/TEL:078-322-6802	2025年4月1日	(一財)日本気象協会関西支社 大阪市中央区南船場2丁目3番2号 南船場ハートビル15階	32,813,000	本業務は、平成8年に運用開始した神戸市水防情報システム(以下、「FISKO」という)の保守点検、市の防災活動、市民への避難情報の発令や道路規制の判断支援を目的とした気象コンサルティングを行うものである。FISKOは、「一般財団法人日本気象協会」が開発し所有する気象情報システムから気象データを受信するよう構築されており、当事業者が24時間常時システムネットワークの監視等を実施している。また、当事業者は高度な気象学的知識を有しており、局所的な気象情報や気象予報等を的確に提供することが可能で、総合的な気象コンサルティングを行っている。以上のことから、当該業務の確実な履行には当事業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
44	令和7年度 建設局PICSシステム運用業務	建設局森林・防災部防災課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/TEL:078-322-6802	2025年4月1日	(株)千葉システムコンサルタント 千葉県千葉市中央区新宿2-5-16 LKパークビル3F	10,175,431	本業務は建設局PICSの運用管理委託業務である。建設局PICSは平成28年より導入された、市民通報や職員パトロールで発見した道路や公園施設の不具合や災害時の被災状況に関する情報を建設事務所内で集約し共有するためのシステムである。本システムは株式会社千葉システムコンサルタントと委託契約を締結して開発したものである。当該業者は、本システムの開発業者であることから、システム改修に対応することができる知識を備えた唯一の業者であり、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
45	令和7年度建設局休日夜間緊急連絡センター受付対応業務	建設局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/TEL:078-322-6584	2025年4月1日	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都港区芝浦3丁目4-1	22,994,400	本業務は、休日及び夜間(通常職員の勤務時間外)において建設事務所が対応すべき案件を受付し対応するものである。本業務の履行にあたっては、通報に対して正確かつ円滑な対応・判断を行う必要があるとともに、対応内容等の適切な共有を所管建設事務所等に対して行う必要がある。また、平日8時45分～17時30分まで稼働している、道路や公園等に関する通報・要望を受付するコールセンター「道路公園110番」と連携し、一体的に受付対応を行う必要がある。パーソルビジネスプロセスデザイン(株)は、通報一次コールセンター業務の受注先であり、道路や公園等に関する通報・要望を受付するコールセンター「道路公園110番」の運用に係る経験を蓄積している。また受付に必要な知識等をFAQとして随時更新しており、所管建設事務所等へ情報共有するシステムも構築・活用している。当該業者に委託することで、休日及び夜間においても平日の日中と同様に対応することができるため、時間帯を問わず24時間365日円滑な運営が可能な唯一の事業者である。以上の状況を踏まえ、本業務の遂行にあたっては当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
46	令和7年度建設局建設事務所用件振り分け電話転送運営管理業務	建設局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館6階/TEL:078-322-6584	2025年4月1日	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都港区芝浦3丁目4-1	9,490,800	本業務は、各建設事務所代表電話のIVR(自動音声応答)システムの運営管理を行うものである。各建設事務所代表電話番号にかかってきた電話を、通報系の用件は通報一次コールセンター(道路公園110番)に、建設事務所への用件は各係に転送するシステムを運用し、障害発生時の対応・入電実績等の随時検証を行うことで、電話業務の効率化と市民等の利便性向上を図るものである。本業務の履行にあたっては、通報に対して正確かつ円滑に転送できるシステム運営を行う必要がある。また、転送先である通報一次コールセンター(道路公園110番)との連携した管理が必要であるため、コールセンターの実態を踏まえ体系的な運用が必要である。 パーソルビジネスプロセスデザイン(株)は、通報一次コールセンター業務の受注先であり、道路や公園等に関する通報・要望を受付するコールセンター(道路公園110番)の運用に係る経験を蓄積している。また、通報一次コールセンター(道路公園110番)運用にあたって日常的に各建設事務所とも連携を取っていることから、体系的な運用が可能である。 また、本業務のうち電話転送に係るシステムの運営にあたっては、市民等からの具体的な入電用件に応じた的確な振り分けが必要である。当該業者は通報一次コールセンター(道路公園110番)の業務から、入電内容への対応のノウハウを有しており、的確な振り分けを実現し効率的なシステム運営が可能な唯一の事業者である。 以上の状況を踏まえ、本業務の遂行にあたっては当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
47	有馬7公園利用促進業務委託	建設局北建設事務所公園緑地係 神戸市北区有野町唐櫃字種池3064/TEL:078-981-5162	2025年4月1日	一般社団法人 有馬温泉観光協会 神戸市北区有馬町790番地3	6,089,600	有馬温泉地区の公園は、それ自体が観光資源のひとつであるという特殊性をもつ。そのため観光消費に繋げることを目的として、全国有数の観光地にふさわしい美観を保ちながら公園運営に関しても、認知度の向上並びに観光客を視野に入れた幅広い利活用を促進する必要がある。それを実現するためには、地元住民を始め、宿泊施設並びに飲食物販店と連携を図ることが望ましい。 (一社)有馬温泉観光協会は、有馬在住の事業者を中心とした有馬の来訪者への魅力発信とおもてなしを主目的とした組織であり、有馬温泉の観光事業の発展向上を図り、その文化的使命の達成を期することを目的として設立された団体である。 そのため、有馬温泉内の施設や行事と密接に関連する地区内の公園運営を含む利活用の促進に向けた本業務を当該団体に委託することで、神戸ならではの観光の推進に寄与することが十分に期待できる。 以上により、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
48	市役所本庁前地下通路リ ニューアル事業	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 5568	2025年4月7日	市役所本庁前地下通路リ ニューアル事業特定共同 企業体 神戸市中央区磯上通7丁 目1番8号	2,242,361,000	本業務は本庁舎2号館再整備事業に合わせて、隣接する市役所本庁前(三宮駐車場)地下通路の詳細設計及び土木躯体工事を実施するものである。  市役所本庁前(三宮駐車場)地下通路はフラワーロードの地下に位置しており、三宮地区からウォーターフロントにアクセスする地下歩行者ネットワークの役割がある。完成してから30年以上が経過しており、経年劣化や地上アクセスの分かりづらさ等の課題がある。また、本庁舎2号館再整備事業が進んでおり、本庁舎2号館の地下階は当該地下通路に接続する予定である。 これらを受けて、本庁舎2号館と地下通路の一体的な整備を行うことによるアクセス機能の向上、地下広場の整備による滞留空間の確保、本庁舎2号館地下階との一体利用によるにぎわいの創出を行う。具体的には、本庁舎2号館と既存地下通路の接続地下広場の増築、地下通路全体の内装のリニューアルを実施する。 接続地下広場は本庁舎2号館と一体的な空間として、設計する必要があり、工事の実施にあたっては、本庁舎2号館のオープニングにあわせるためには、本庁舎2号館再整備事業と、同時施工することが、合理的・経済的であることから、詳細設計、施工計画、仮設計画及び施工を一体的に行う必要がある。そのため、本庁舎2号館再整備事業の設計・施工を担当する当該事業者以外に、本地下通路の設計・施工を達成できる者はありえない。よって、当該事業者と特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
49	令和7年度塩屋多井畑線(大 谷北工区)用地買収支援業 務	建設局事業用地課 神戸市中央区磯辺通3-1-7コンコ ルディア神戸4階/TEL:078-595- 6022	2025年4月8日	阪高プロジェクトサポート 株式会社 大阪府大阪市北区梅田1 丁目11番4-1800 大阪駅 前第4ビル 18階	26,422,000	本業務は、「令和6年度塩屋多井畑線(大谷北工区)土地・建物予備調査及び補償方針検討業務」に継続する業務である。本件業務の対象地権者と本市との交渉は、実測面積と公簿面積とが相違していることなどから難航し、令和2年を最後に対面交渉が行えていなかったが、令和6年度の業務委託(4社見積合わせ)により約4年ぶりに交渉が再開したところである。用地交渉業務は地権者との信頼関係が重要であり、その構築に時間を要するが、委託予定先は、令和6年度の業務を受託した補償コンサルタント(総合補償部門等)登録業者であり、すでに地権者との信頼関係が構築されている。引き続き、当該業者に委託することで円滑な業務の遂行が期待でき、それに伴う期間の短縮、経費の節減が確保できるなど有利であると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
50	令和7年度サンポチカにぎわ い創出運営業務	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6580	2025年4月15日	(株)タトアーキテツ 〒650-0002 神戸市中央区北野町2- 13-23	1,496,000	本業務は、令和4年11月にリニューアルオープンしたサンポチカ(三宮中央通り地下通路)のアーティスト部屋等を使用し、アーティストによるライブペインティングや子供向けのアートイベントなどにより、サンポチカのにぎわい創出を企画・実施するものである。 サンポチカは、「変化に富んだ歩いて楽しい空間」をコンセプトに、キャンパスに見立てた更新性のある空間(アーティスト部屋 やポスターフレーム)を設置し、変化を楽しめる工夫を凝らした空間としている。 本業務を履行するにあたっては、同通路の特徴である 意匠性や更新性を的確に掴み、デザインコンセプト設定や、各アーティスト部屋の これまでの 展示内容を熟知・理解している必要がある。 株式会社タトアーキテツはデザインコンセプト立案者であり、実施設計、意図伝達業務を行うなど、設計から工事完了までの業務に関わり、また 昨年度のにぎわい創出運営業務においてもアーティスト部屋における活用イベント を実施しており、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項6号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
51	令和7年度国道428号(箕谷北工区)分筆登記等業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年4月15日	公益社団法人 兵庫県公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会 神戸市中央区下山手通5 丁目7-6サンゼン山手ハ イツ 2F	3,073,400	本業務は、国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業における、トンネル東側坑口周辺の 用地買収に必要な測量や分筆登記等を行う業務である。 本業務の実施に当たっては、関係地権者や法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないた め、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。そのため、本 業務はこれらの専門家である土地家屋調査士が多く在籍し、組織的に一貫して処理できる業者に委 託する必要がある。 このたび契約しようとする業者は、土地家屋調査士法第63条に基づき法務大臣の許可により設立さ れた公益社団法人である。その設立趣旨・目的は、当該業者の社員である土地家屋調査士が、その 専門能力に結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の 表示に関する登記に必要な調査又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与す ることである。 当該業者については、高度な専門的知識を有する土地家屋調査士が多く在籍しており、これまで地 図訂正等の専門性が高い業務をも迅速かつ適切に処理し、良好な実績を有していることから、本業 務においても確実に円滑な業務の遂行が期待できる。 また本業務は、過年度に実施した「国道428号(箕谷北工区)用地測量業務(その2)」、「同業務(その 3)」と一連のものであるが、当該業者はそれら業務を受託しており、本業務にも精通していることか ら、効率的な業務遂行が期待できる。 以上により、本業務の確実に円滑な遂行のためには当該業者以外に適切な者は考えられず、特命随 意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
52	北区鹿の子台北町2丁目法 面測量設計業務(その2)	建設局森林・防災部防災課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館6階/TEL:078-322- 6172	2025年4月16日	(株)東京ソイルリサーチ 神戸市中央区北長狭通5 -2-19 コフィオ神戸元町 ビル	18,040,000	・本業務は令和6年度に実施した「北区鹿の子台北町2丁目法面測量設計業務」(以下、「令和6年 度業務」という。)で法面測量設計業務を行った箇所の隣接地に整備されているロックボルトの現状 調査及び、斜面下土地所有者 擁壁工事 施工に伴う令和6年度業務で実施した法面排水計画の 見直しを行うものである。・令和6年度業務 期間中に、隣接土地所有者より過去に設置されたロック ボルトの安全性について相談を受け、職員による現場調査を行った結果、一部ロックボルトに緩 みがある等機能が発揮されていない箇所が確認された。 ・当該地に隣接して墓地や家屋があることから、早期に安全確保を図る必要があるため、緊急対 応とし既設ロックボルトの詳細調査を行うとともに、調査結果を踏まえた対策工法の検討・設計を行 う必要がある。 ・また、当該業務で実施する調査等の結果次第では、令和6年度業務で実施した設計の見直しを行 う必要がある。 ・さらに、別途斜面下土地所有者による擁壁工事を近々実施する計画があり、令和6年度業務 で設計した当敷地内を通る排水路への影響があるため見直し・調整が必要となる。 ・上記状況を踏まえると、当該業務を早期に着手することができ、現場にも精通しており、的確な成 果が期待できるのは令和6年度業務を実施した東京ソイルリサーチ(株)のみである。 ・以上の理由を踏まえ、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項 2号に該当)
53	令和7~9年度 神戸新交通 ポートアイランド線(三宮駅) 耐震補強業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 6233	2025年4月17日	神戸新交通(株) 神戸市中央区港島6丁目6 番地の1	500,000,000	本業務は神戸新交通ポートアイランド線のうち、建設局が管理する耐震補強未実施である三宮駅に おいて、耐震性能確保を目的とした補強工事を行うものである。 本業務では、神戸新交通ポートアイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内 での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するた めには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
54	国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業に係るリスク検討業務(その2)	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年4月22日	株式会社建設技術研究所 神戸事務所 神戸市中央区磯上通7-1-30	15,636,500	本業務は、令和7年度発注予定の国道428号(箕谷北工区)トンネル築造工事に影響する工事リスクへの対応方針を検討・整理することで、工程等への影響を最小限に抑え、当該工事の円滑な推進を実現することを目的とする。 令和6年度に、本業務の委託先である当該業者に国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業(以下、「本事業」という)における事業リスクの抽出及び対応方針の検討・整理を委託したが、想定以上に新たなリスクが数多く抽出され、令和7年度も引き続き対応方針の検討・整理を行う必要が生じた。 当該業者は、令和6年度業務の受託者であり、本事業に係るリスク抽出を行っているほか、本事業に関する設計内容や協議経緯等も熟知しており、引き続き本業務を実施させることで、トンネル築造工事の工事着手までに業務遂行が見込まれ、業務期間の短縮、経費の削減が確保できると認められる。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
55	GIS台帳設定業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-5683	2025年4月28日	株式会社パスコ神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1-6	6,490,000	本業務は、建設事務所毎に整備されている道路照明灯台帳について、庁内GISでの統一を図るために行うものである。 庁内GISおよびPascal for Mobileは、株式会社パスコが構築したものであり、同社と契約したうえで運用を行っている。そのため、同社でなければ、庁内GISにデータの登録・以降設定を実施することができない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
56	大手歩道橋補修工事	建設局西部建設事務所 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1/TEL:078-742-2424	2025年4月30日	山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号	96,232,100	本工事は、橋梁の法定定期点検(R2)において補修が必要と診断された山陽電気鉄道を跨ぐ歩道橋(須磨区大手町1丁目)の補修工事を行うものである。 工事は主に、歩道橋コンクリートの断面修復、ひび割れ補修および剥離補修を行うもので、これらは、軌道敷内に立ち入り、軌陸車から作業を行うことや、架設する仮設足場から作業を行うことを計画している。また、これまでの調査・点検、計画・設計にかかる複数回の山陽電気鉄道株式会社との協議により、作業は線路諸設備に非常に近接することから、土木および電気関係の監督立会が必要不可欠となっている。さらに、作業は列車運転が終了後の夜間(1:10~3:30)となり作業時間の制約が非常に厳しい。 このような条件のもと、基本的に軌道敷内へは鉄道事業者である山陽電気鉄道株式会社以外には立ち入ることができないことは基より、安全な列車運転を図るなかで、迅速かつ確実に工事を遂行するために、本工事の受託者としては、鉄道事業者である当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
57	国道428号(箕谷北工区)道路防災対策測量設計業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年5月1日	応用地質株式会社 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル401	10,253,100	令和6年度に実施した「国道428号道路法面調査検討業務(以下、令和6年度業務)」の結果より、国道428号の道路上法面に岩の露出や転石が確認された。国道428号は緊急輸送道路であり、交通量が多く、落石により大きな被害が発生する懸念があるため、落石対策として、測量、対策工の比較検討、詳細設計及び施工計画(仮設計画)の検討を行う。また、当該法面は国道428号(箕谷北工区)整備事業にて、トンネル築造工事を予定しているため、トンネル掘削の工事着手までに落石対策を完了させる必要がある。 当該業者は、令和6年度業務の受託者であり、転石等調査を行っているほか、当該法面の特定道路土工構造物点検及び補修設計、仮設計画の立案も行っており、現地状況を熟知している。本業務は過年度業務と密接に関連する業務のため、引き続き本業務を実施させることで、業務期間の短縮、経費の節減が図れ、速やかに落石対策設計を遂行し、トンネル工事の掘削着手までに落石対策を完了させることが可能であると見込まれる。したがって、本業務を迅速かつ確実に進めていくためには当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
58	国道428号箕谷北トンネル詳細設計他業務(その3)	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年5月9日	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神戸市中央区磯辺通2-2-3	13,772,000	本業務は、国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業(以下、「本事業」という)において、令和6年度に実施している「国道428号箕谷北トンネル詳細設計他業務(その2)(以下、「その2業務」という)」に引き続き、河川への張り出し区間やトンネル両坑口周辺の明かり部の整備における関係機関(河川管理者、公安委員会、地下埋設企業等)と協議を行うための資料作成や、協議内容を踏まえた設計及び施工計画の検討等を行うものである。 本事業においては、令和7年度にトンネル本体工事に着手予定であることから、関係機関協議を早急に完了させる必要がある。従って本業務の受託者は、下記①②を満たす必要がある。 ① 本事業に関する過年度の設計内容や関係機関協議の経緯を深く理解していること ② その2業務に引き続いてなるべく早急に業務着手できること 当該業者は、その2業務の受託者であるとともに、本事業に係る過年度の設計業務の大半を受託してきていることから、当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、匿名随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
59	小東山6交差点および神戸三田線におけるライブカメラによる配信、交通解析業務	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-5568	2025年5月14日	株式会社道路計画 東京都豊島区東池袋2-13-14 マルヤス機械ビル	8,908,153	本業務は、渋滞緩和のため、ライブカメラによる交通状況をライブ配信することにより、時差出勤やルート変更などの交通行動変容を促すことを目的とするとともに、蓄積した映像からAIにより交通解析を行うものである。 ㈱道路計画は、高所作業車等の大掛かりな作業を要することなく、公道上の街灯に安価でカメラを設置する技術(ビューポール)にて特許を取得している唯一の業者であり、ライブカメラ映像のAI解析による交通管理業務などの実績を多く有している。また、AIツールの開発には長期間の映像データによるAI学習や現地に合わせての相関分析等が必要となるが、過年度(令和5年度~)の業務で構築したAIツールを活用できることから、安価で効率的な業務の遂行が期待できる。 以上の理由により、本業務の適正かつ円滑な履行のためには当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
60	北神戸線料金割引社会実験(R7)に関する効果検証業務	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-5568	2025年5月16日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 神戸市中央区明石町48番地	14,268,100	本業務は、神戸三田線の渋滞緩和を目的として、令和5年4月から実施している阪神高速北神戸線の料金割引社会実験について令和6年度と同内容にて継続・実施していくにあたって、実験による渋滞緩和効果や交通転換効果について分析を行い、実験の効果検証を行うものである。 本社会実験は阪神高速道路(株)や有料道路制度を所管する国土交通省と設立した協議会により実施しており、実験的に阪神高速道路の料金の割引を行い、それによって生じる減収の補填を本市で行うものである。そのため、本社会実験の目的である渋滞緩和効果や交通転換の効果について、様々な評価指標により適時、適切に検証し、その結果を協議会において協議を行い、合意形成を行いながら進める必要がある。 効果検証を進めるにあたっては、人手観測やトラフィックカウンターによる交通量・渋滞長データやETC2.0のプローブデータ、民間プローブデータ、別途委託するライブカメラ動画によるデータなど、様々な大量のデータを用いて検討を行う必要がある。また、データの取得に時間を要することから、適時協議会の場に向けて効果検証結果を取りまとめるためには、解析する時間が限定的となることに加え、関係機関と繰り返し様々な調整が必要となることから、相当の作業スピードが求められる。 パシフィックコンサルタンツ(株)は、プローブデータの解析の実績や交通量予測業務の実績を備えているとともに、前年度に実施した「北神戸線料金割引社会実験(R7)に関する効果検証業務」では適正かつ円滑に業務を履行した実績を有しており、効果検証に必要なノウハウや分析システムを構築している。 以上の理由により、本業務の適正かつ円滑な履行のためには当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
61	令和7年度神戸新交通(みなとじま駅・南公園駅・六甲アイランド内軌道部)耐震補強設計業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-6233	2025年5月16日	神戸新交通(株) 神戸市中央区港島6丁目6番地の1	200,000,000	本業務は、建設局が管理する神戸新交通ポートアイランド線のみなとじま駅、南公園駅および六甲アイランド線のアイランド北口駅～アイランドセンター駅間の軌道部を対象として、耐震補強設計を実施するものである。  耐震補強工事にあたっては、駅を供用しながらの施工となるため、列車の安全運行に対する支障の有無、駅利用者の安全性の確保について考慮して施工計画等を検討する必要がある。列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
62	令和7年度神戸新交通橋梁定期点検業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-6233	2025年5月16日	神戸新交通(株) 神戸市中央区港島6丁目6番地の1	58,000,000	神戸新交通ポートアイランド線および六甲アイランド線の建設局が管理する区間については、道路法上の認定市道として位置付けられており、道路法上の定期点検の対象となっている。本業務では、両線のうち、以下の区間の定期点検を実施するものである。 【点検区間】 ○ポートアイランド線 ・三宮駅～中央幹線(P0～P6橋脚) ・貿易センター駅～ポートターミナル駅(P34～P67橋脚) ○六甲アイランド線 ・住吉駅～南魚崎駅(P1～P4橋脚、P16～P74橋脚)  本業務では、新交通の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
63	街路樹安全点検業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6471	2025年5月19日	特定非営利活動法人 兵庫県樹木医会 神戸市長田区海運町2-3-8	216,562,500	本業務は、令和6年12月に中央区で発生した街路樹の倒木事故を受け、街路空間の安全確保を目的として、市内全域約11万本の街路樹を対象に、倒木の危険性について点検を行うものである。 令和6年12月に発生した倒木については、樹勢、枝葉ともに大きな異常が見られず、従来の外観調査を重視した点検では事前の危険性の発見が困難であった。 市内全域にも、同様の状況の街路樹が相当数存在することが想定され、迅速かつ正確に危険性を把握することが必要であり、街路樹の倒木危険性の判断にあたっては、専門的な知識と豊富な経験に基づく精密な点検が不可欠である。 特定非営利活動法人兵庫県樹木医会は、地域の樹木の健康管理を担うことで地域の生活環境の向上に貢献することを目的として、兵庫県内の樹木医を構成員として設立された法人で、樹木医の技能を活用した樹木の調査、診断業務を専門的に実施している。県内の樹木医130名で構成されていることから、本市が先行して策定した倒木の危険性を評価するための点検項目とその判断基準についての確に検証と改訂を行うことができ、また、そのネットワークにより点検に必要な実施体制を確実に構築することができる。神戸市内に拠点を置いており、兵庫県内を活動エリアとしていることから、本市の地理的な実情も熟知している。 これまで、西宮市における街路樹および夙川河川敷緑地の倒木危険度診断、県立舞子公園の松、丹波桜づつみ回廊の桜などの継続的な診断および治療を実施するなど、豊富な実績があり、信頼がある。 以上より、本業務の内容である極めて大量の街路樹(約11万本)の履行期限内に効率的かつ正確にできるのは、当該法人以外にないことから、当該法人との間で特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
64	旧菊水山駅法面対策等設計 施工業務	建設局公園部森林整備事務所 神戸市北区山田町下谷上字中一 里山4-1/TEL:078-371-5937	2025年5月19日	神戸電鉄株式会社 神戸市兵庫区新開地1-3- 24	212,872,000	本業務は、令和6年6月の豪雨により市有林において倒木が発生し、防護柵を超えて神戸電鉄の線 路側に被害を及ぼしたことから、対策工事を行うものである。また、既設防護柵に土砂が堆積して おり、神戸電鉄線路に被害を及ぼす可能性があるためあわせて対策を行う。 本業務の履行にあたっては、軌道に近接する急峻な斜面の対策工事及び、軌道を使用した資機材 運搬の作業が必要となることから、鉄道の安全運行を確保し、既存施設(軌道)への影響の有無を監 視しながら行う必要がある。 また、鉄道の運行の確保は鉄道事業者の責務であり、安全かつ確実に遂行するための法面対策の 工法検討及び設計を行い、かつ軌道付近の工事を迅速かつ効果的に実施する必要がある。 これらに精通した業者は当該業者以外に考えられないため特命随意契約を締結するものである。(地 方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
65	令和7年度山陽本線舞子ヶ 浜高架橋外5橋橋梁定期点 検業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 6233	2025年5月21日	西日本旅客鉄道(株) 大阪府大阪市淀川区宮原 4丁目3番9号	118,761,000	本業務は、JRの軌道を跨ぐ神戸市管理の橋梁について、道路法に基づく近接目視点検を行うもの である。点検を実施するにあたっては、軌道内作業が必要となるため、鉄道管理者である当該事業者 と綿密な協議を行いながら、点検作業を実施する必要がある。 したがって、鉄道の安全運行を図り、迅速かつ確実に安全に業務を遂行するためには、鉄道事業者 である当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
66	神戸市内道路巡回支援業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 5683	2025年5月26日	三井住友海上火災保険株 式会社 神戸市中央区栄 町通1丁目1番18号三井 住友海上神戸ビル8階	7,150,000	本業務は、道路陥没等の未然防止や効率的かつ経済的な道路の維持管理に向け、昨年度に公募 共同研究により、三井住友海上火災保険(株)の提案技術を採用(中部・垂水管内で実施)しており、神 戸市建設局共同研究等実施要綱第17条に基づく評価の結果、事故・管理瑕疵の未然防止のために 有効な技術であると認められたため、対象エリアを神戸市全域に拡大して効果検証を行うものであ る。そのため、同社でなければ当該技術の提供が不可能である。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
67	リン回収設備運転管理委託 業務	建設局西水環境センター施設課 (西神施設係) 神戸市西区森友1丁目26/TEL: 078-927-5078	2025年5月27日	アイテック(株)神戸支店 神戸市西区長畑町9番1号	31,405,000	本業務は、B-DASHプロジェクト「消化汚泥からの効率的なリン回収技術実証研究」により、玉津処理 場に新設されたリン回収設備の運転管理を委託するものである。 リン回収設備は処理場で処理した汚泥を使用するため、処理場の運転状況による汚泥の発生量や性 状に影響を受ける。また、リン回収設備で処理を行った後の汚泥は処理場の脱水機にて脱水処理を 行うため、脱リン後の汚泥の量、性状に合わせた脱水機の運転が必要となる。 そのため、玉津処理場の運転管理との間で密接な調整が必要である。 また、玉津処理場については玉津処理場他維持管理業務にてアイテック株式会社(以下、「当該業 者」)が契約し、運転管理を行っている。 以上の理由から、本業務の円滑な業務の遂行には当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
68	神戸総合運動公園グリーンアリーナ神戸外壁改修工事設計業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6473	2025年5月30日	一般財団法人 神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	6,050,000	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
69	令和7年度六甲山アクセスルート事前通行規制基準緩和に向けた調査検討業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-6233	2025年6月2日	一般財団法人建設工学研究所 神戸市灘区鶴甲1丁目3番10号	4,633,200	平成28年に策定された「六甲山防災計画」に基づき実施された道路防災対策工事が令和4年度に完成し、六甲山頂へのアクセスルートの災害リスクは大幅に軽減されたと考えられる。一方で、24時間雨量が120mm、160mmで通行止めとする雨量通行規制基準は従前通りである。本業務は、令和6年度業務に引き続き、六甲山アクセスルートの現行異常気象時事前通行規制における雨量規制値の見直しを検討するものである。 なお、本業務を履行するにあたっては、神戸市内の地盤や土質の特性等についての専門的な知識が必要とされる。 当該業者は、神戸市域ならびにその周辺地域を対象とした水文・水理・地盤・防災に関する研究および調査を行うことを目的に設立され、研究員は神戸大学大学院工学研究所の教員等の学識経験者で構成されていることから神戸市域の地盤や土質の特性等に精通している。地盤工学、土質工学における専門的な見地から、神戸市域における雨量通行規制基準緩和の検討を行う本業務の履行については、当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
70	市役所本庁前地下通路リ ニューアル事業 設計支援・ 工事監理業務	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 5568	2025年6月4日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	4,281,000	本業務は、神戸市役所本庁舎新2号館東側地下1階と、三宮駐車場(北)地下通路とをつなぐ約12×110mにわたる地下広場の増改築の詳細設計・工事及び約300mの既存地下通路全体の内装・設備のリニューアルの詳細設計を行う「市役所本庁前地下通路リニューアル事業」(設計施工一括発注方式)の建築部門及び設備部門の設計に係る業務監督及び工事監理業務を行うものである。 本業務について、外郭団体である「一般財団法人神戸住環境整備公社」への随意契約を行うにあたり、該当する理由を以下にあげる。 (1) 営繕工事事業執行に関し、近年都心三宮の再整備や駅周辺のリノベーション事業のほか、多くの公共施設の整備事業がおこなわれているが、営繕四課業務は引き続き、多大な業務量が続く見込みである。これらの膨大な業務の発注関係事務を適切に実施することは、現状の営繕四課の業務執行体制では困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。 (2) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、その者の能力を活用するよう努めなければならないとされている。 (3) 公共工事の発注事務は、一般的に設計・積算・(入札)・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に規定される条件を備えているといえる。 (4) また、当該外郭団体は、業務委託に係る施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。 (5) さらに、確実な業務の執行を図るためには、神戸市の外郭団体の中でも、株主の意向および会社の採算性重視の観点から、受託した公共工事の事業変更、休止等を余儀なくされる危険性のある株式会社を除くと「一般財団法人神戸住環境整備公社」が最も随意契約の対象として適する団体である。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
71	屏風辻滝宮坂線用地測量業 務その2	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年6月4日	まや測量設計株式会社 神戸市中央区磯部通4丁 目1-8 ITCビル704	4,400,000	本業務は、令和6年度から実施している「屏風辻滝宮坂線用地測量業務」(以下、「その1業務」という)に引き続き、屏風辻滝宮坂線道路改良事業(以下、「本事業」という)に必要となる土地(その1業務の対象範囲以外の土地)の測量及び筆界確認、地図訂正を行うことを目的とした業務である。 用地確定と各種登記を行う必要があり、測量業務に加え関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。そのため、本業務はこれらの専門家である土地家屋調査士が在籍し、組織的に一貫して処理できる業者に委託する必要がある。 また、本事業については、過年度より地域住民から早期実施が要望されており、筆界確認、地図訂正を早急に完了させる必要があり、本事業に関する地権者との協議経緯を深く理解していることが求められる。 以上により、本業務の確実で円滑な遂行のためには当該業者以外に適切な者は考えられず、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
72	令和6年度路面下空洞調査 業務に係る詳細調査業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 5683	2025年6月6日	ジオ・サーチ株式会社 大 阪事務所 大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-24新大阪第一生命ビ ルディング5階	4,631,000	本業務は、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて実施した緊急調査(令和6年度路面下空洞調査業務内で実施した一次調査)により、空洞の可能性が疑われる箇所について二次調査を行うものである。 ジオ・サーチ株式会社は、令和6年度路面下空洞調査業務の受注者であり、一次調査の解析の結果(異常信号の発生位置や広がりなど)について熟知している。本業務の実施にあたっては、一次調査で把握した異常信号の形状を踏まえて、効果的な削孔箇所の提示を行う必要があるが、これができるのは当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、当該業者と特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
73	須磨多聞線(西須磨)整備事業に伴う跨線部の上部工架設工事	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-6091	2025年6月6日	山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号	250,000,000	当該工事は、都市計画道路須磨多聞線(西須磨)整備事業に伴い、跨線部の上部工架設工事を行うものである。そのため、鉄道事業に関する専門的な知識・技術力・経験等が必要とされる。鉄道の安全管理義務の観点より、軌道の安全運行を図り、迅速かつ確実に安全に業務を遂行するためには、上記の条件を満たし、なおかつ当該鉄道の管理者である山陽電気鉄道株式会社以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
74	しあわせの村馬事公苑レストラン空調設備更新工事業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6473	2025年6月20日	一般財団法人 神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	35,640,000	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計管理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められるときは、「当該事務を適正に行うことができる職員が置かれている」こと、「法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されている」こと、「発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定すること」とされている。(一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である「しあわせの村の管理表務」に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し施工できる。よって当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に考えられない。以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
75	令和7年度 全市道路法面樹木調査業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館8階/TEL:078-322-6233	2025年6月20日	(株)パスコ 神戸市中央区磯上通4-1-6	45,406,900	本業務は、市内一円の神戸市が管理する緊急輸送道路等を対象として、MMS(モバイルマッピングシステム)を用いて道路法面の樹木を調査し、樹木の位置や高さ等のデータを取得するとともに、本市が貸与する登記データと連携することで、樹木の位置について官有地、民有地の別を明らかにし、伐採等の対応を行ううえでの基礎資料を作成するものである。また、調査の結果、民有地であった場合は、対象樹木の樹高から、倒木の際に道路閉塞が発生するリスクを考慮し、伐採等の必要性の優先順位の整理を行う。本業務では、樹木の位置について官有地、民有地の別を明らかにするため、行財政局税務部固定資産税企画課が所管する土地所有者情報データを活用し、「市、市以外の官公署、民間」等の大きな括りで分類して整理を行う予定である。当該データを使用可能なものは、地方税法第22条において、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事するもののみ限定されているが、当該データの定期的な更新作業は、固定資産税企画課より市内GISの開発業者である(株)パスコに委託のうえ実施している。固定資産税企画課と調整した結果、当該データと本業務で作成する樹木データの重ね合わせ作業等については、同社でなければ許可できない旨の回答を得た。したがって、本業務を確実に実施するためには、同社以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
76	岡場駅前広場整備方針検討業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6980	2025年6月20日	ウエスコ・ティーハウス建築設計事務所・クラウドアーキテクト設計共同体 神戸市中央区生田町2丁目2番2号	20,560,100	本業務は、神鉄岡場駅前広場について、吉尾田尾寺線を歩専化する整備案の検討、公安委員会協議資料の作成、整備後の広場における管理運営方法の検討、及び賑わいづくりに取り組むワーキンググループの活動支援を行う業務である。 当該業者は、過年度にプロポーザルにて実施した「岡場駅前広場設計業務」の受託者であり、関係者とのこれまでの調整状況や設計条件について熟知している 新たな整備案の検討をする際にはこれまでの設計思想やデザインコンセプトを踏まえて進める必要があるが、これができるのは同社以外考えられない。また、これまでのワークショップ運営に関わり、広場に面した周辺施設との協議や警察協議にも同席しているため、整備後の広場を管理運営するにあたり必要となる関係者との協議や、ワーキンググループの活動支援を適切に行うことができるのは同社以外考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
77	駐輪場WEBサービス改修業務(地下タワー式駐輪場システム連携)	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6026	2025年6月25日	株式会社アーキエムズ 京都市中京区両替町通御池上ル龍池町449-1	4,400,000	株式会社アーキエムズは、令和3年6月に実施した総合評価落札方式一般競争入札にて決定した当システムの開発業者で、令和7年度保守管理契約を締結しており、当事業者以外に改修業務の確実な履行が可能な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
78	市役所本庁前地下通路リニューアル事業における施設整備に係るマネジメント業務	建設局道路計画課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-5568	2025年6月25日	株式会社山下PMC 東京都中央区日本橋1丁目4番1号	31,669,000	本業務は、神戸市役所本庁舎新2号館東側地下1階と、三宮駐車場(北)地下通路とをつなぐ約12×110mにわたる地下広場の増改築の詳細設計・工事及び約300mの既存地下通路全体の内装・設備のリニューアルの詳細設計にかかる「市役所本庁前地下通路リニューアル事業」(設計施工一括発注方式)における事業全体の進捗管理や事業費に対するマネジメント業務である。 委託内容は、「市役所本庁前地下通路リニューアル事業」の契約履行におけるマネジメントであり、具体的には設計施工一括方式で契約を行った本事業において、要求水準書の履行や変更内容の管理などの支援を行う。 本地下通路は、新2号館の地下部と接続を行う。そのため、接続部において、地下通路と新2号館工事の双方の内容を理解した上で、建築・土木事業を複合した詳細設計・工事内容の調整が発生する。 また、新2号館の建設については、令和4年8月末に事業者が決定し、令和7年度には設計完了及び工事に着手し、令和11年度の工事完成予定である。地下通路の機能性から、新2号館のオープニングと一体的な供用開始が必要であり、新2号館の施工と同時期に工事を開始する必要がある。当該事業者は、建築、土木事業のマネジメントに精通しており、新2号館再整備事業のマネジメント業務を実施しているため、2号館事業及び工事内容に精通している。 当該事業者に本業務を実施することで、業務期間の短縮及び、経費の節減が確保でき、他業者よりも有利と認められる。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
79	ノエビアスタジアム神戸 座席空調改修工事に伴う実施計画策定業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコルディア神戸5階/TEL078-595-6473	2025年6月27日	楽天ヴィッセル神戸株式会社 神戸市中央区海岸通1-2-31神戸フコク生命海岸通ビル4階	19,800,000	指名業者である楽天ヴィッセル神戸(以下「ヴィッセル」)は、ノエビアスタジアム神戸をサッカーやラグビーなどのスポーツの他、コンサート等の多目的利用を促進することで、周辺地域の経済波及効果やスタジアムを中心としたまちづくりの提案を行っており、神戸市とヴィッセル双方が協力して、検討を行う予定である。 本業務は、冷暖房効果を一層効果的なものにするため、既設座席空調設備能力の調査、評価を行い、コンサート観覧等にも対応した座席空調の改修方法の選定と実施計画の策定を行うものである。 実施計画の策定にあたっては、改修工事期間中におけるJ1サッカー等のプロリーグの開催に施設利用制限が発生し、大きな影響を与えるほか、コンサート開催時の問題点の把握や、最適な空調温度の設定の検証など、費用対効果が最大限になるような検討が必要である。 以上のことから、最適な座席空調改修工事の実施には、施設管理者であり、J1サッカーの運営会社でもあるヴィッセルが唯一の業者である。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
80	荒田公園駐車場管理運營業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所4号館7階/TEL:078-322-6026	2025年6月30日	ポート産業(株) 神戸市東灘区青木1-2-1	36,121,800	本業務は、道路公社より令和7年8月に移管を受ける荒田公園駐車場について、令和7年度の管理運営業務を行うものである。 当駐車場は、近接する湊川公園駐車場と一体管理することが経済的に合理的であることから、令和7年度に公募し、令和8年度から次期指定管理者による運営を行う。移管を受ける令和7年8月から令和8年3月期間は運営体制を維持するため、現在公社と契約している当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
81	神戸明石線(北町)既存ストックを活用した電線共同溝整備工事	建設局西部建設事務所 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1-1/TEL:078-742-2424	2025年6月30日	NTTインフラネット(株) 大阪市北区東天満1丁目1番19号アーバンエース東天満ビル5F	169,914,800	本事業は、緊急輸送道路である神戸明石線において、電力用・通信用・道路管理者用の電線類を地中化するための電線共同溝を整備し無電柱化することで、災害時等の緊急車両の通路を確保することを目的としている。 本工事区間には西日本電信電話(株)の既設地中管路等(以下「既存ストック」と呼ぶ)が埋設されており、既存ストックの譲渡を受けただうえで、当該既存ストックを活用した電線共同溝の整備を委託するものである。 既存ストックの譲渡を受けることで、本来であれば新設すべき柵や管路を有効活用することができる。また、既存ストック付近に増設管路を敷設することから、ガス管や水道管、下水管等の移設補償を回避することができ、効率的かつ経済的に整備を行うことができる。以上から既存ストックを活用できる路線については積極的に活用しているところである。 既存ストックには電線管理者により供用中の通信ケーブルが管路・柵に敷設されているため、本工事はこれらの通信設備を供用しながら柵の改築や新たな管路の増設等を行う必要がある。供用中の通信設備の間隙での掘削や柵の削孔などを伴うため、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識と技術が必要である。また万が一、供用中のケーブル等を破損させた場合には、通信遮断などの社会影響に対して迅速な対応が求められる。 また、今回の工事区間には既存の市営駐輪場があり、電線共同溝整備が駐輪場施設構造物に支障し、かつ運営に影響を与えることから、再度の交通規制による地域への影響の軽減や再掘削防止の観点から、あわせて再整備を実施する。 これらの対応を安全・確実・円滑に実施するための知識・技術を有していることや類似工事の受託実績があり、受託体制が整っていることを踏まえると、当該電線管理者以外に本工事の受託者として適切な者はいない。 なお、既存ストックの譲渡と工事の委託は、本市と西日本電信電話(株)およびエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)の3者による「電線類地中化事業に伴う既設地中管路等の有効活用を図るための固定資産の譲渡及び電線共同溝工事等に関する基本協定(令和3年5月10日付)」に基づき行うものである。 以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
82	しあわせの村温泉健康センター天井窓開閉装置取替工事設計業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年7月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	3,945,810	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第22条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象であるしあわせの村において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
83	しあわせの村野外活動センターあおぞら外壁工事設計業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年7月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	7,999,310	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。品確法第22条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象であるしあわせの村において設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、イベントや施設運営業務に関する施設管理者との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
84	須磨海浜公園駅自由通路エスカレーター設置工事業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 6233	2025年7月1日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	421,251,600	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の条件に合致するものを行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務(設計監理)を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに公共施設の建築・設備の設計・工事に多く携わっているため、今回の業務を遂行していくための適切な工事監理ができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。また、建築住宅局からも、通常の営繕工事や、市有施設の改修整備が多数予定されているため、同局のみで執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和7年4月1日付にて、外郭団体(神戸住環境整備公社)の活用による対応を依頼されている。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
85	令和7～9年度 山陽新幹線 新神戸駅構内新砂子橋補修 業務	建設局道路工務課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館8階/TEL:078-322- 6233	2025年7月1日	西日本旅客鉄道(株) 大阪府大阪市淀川区宮原 4丁目3番9号	563,985,400	山陽新幹線新神戸駅付近のJR軌道を跨ぐ新砂子橋においては、R4年度に実施した定期点検の結果、コンクリート部材の断面欠損や主桁等の鋼部材の腐食が確認されており、Ⅲ判定と診断されている。本業務は、これらの損傷に対する補修工事を行うものである。  また本業務は、JR軌道内での作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、鉄道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、鉄道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
86	地下タワー式駐輪場清算機 システム開発業務	建設局駅前魅力創造課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館7階/TEL:078-322- 6980	2025年7月3日	株式会社 技研製作所 東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー16階	3,850,000	本業務は、神戸駅前広場に整備される駐輪場(地下・地上平面式駐輪場、地下タワー式駐輪所)の管理事務所に設置する清算機について、現在のWebサービス自動発券機(市システム)と地下タワー式駐輪場の清算機を連携するためのシステムを開発することを目的としている。現状、地下タワー式駐輪場の清算機については、ネット受付やオンライン決済対応ができないシステムであるため、連携することで、利用者はWebで定期券の購入や更新などが実施可能となる。 株式会社 技研製作所は、地下タワー式駐輪場を自社製品として展開している企業であり、他都市で納入実績を有している。神戸駅前広場に整備される地下タワー式駐輪場は技研製作所の地下タワー式駐輪場(製品名:エコサイクルOR)を整備することは決定していることから、本業務は当該企業しか行うことはできない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
87	令和7年度都市山防災林整備 事業実施業務	建設局森林・防災部森林課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館6階/TEL:078-322- 0125	2025年7月28日	(公財)ひょうご農林機構 神戸市中央区下山手通5 丁目7番18号	59,012,800	本業務は、県民緑税充当事業である「都市山防災林整備」を実施するための委託業務である。「都市山防災林整備」は平成28年度に新設された制度で、六甲山系の荒廃した広葉樹林の整備を行い、防災機能の強化を図る事業である。令和7年度は、令和6年度に調査計画した箇所整備と、令和8年度以降の整備予定箇所の調査および計画策定を行う。 本業務の履行にあたっては、六甲山系内の広葉樹林整備計画を策定するための総合的な知識・経験が必要である。また、事業地の調査や整備に関して、県及び森林所有者等と事業調整を円滑に行えることや、防災機能の向上に資する森林整備計画の策定、および計画の内容を熟知した上での確に森林整備を実施する能力が不可欠である。 公益社団法人ひょうご農林機構(旧名「公益社団法人兵庫みどり公社」)(以下本法人)は、森林整備、緑地保全等に関する事業を行い、森林の有する多面的機能の保全を図り、兵庫県民の福祉の向上に寄与すること等を目的とする兵庫県の外郭団体である。 本法人は、県民緑税事業が開始された平成18年度以降、県が事業主体である「緊急防災林整備(溪流対策)」、「野生動物共生林整備」「里山防災林整備」などの事業を、15年以上にわたり県から随意契約で受託し、県内1,000箇所以上の多様な森林の防災機能向上のための整備計画の策定と整備の実績と知識を有している県下唯一の事業者である。長年にわたり、県施策の実行機関として森林造成等に携わっていることから、県基準に基づく設計積算技術、現地指導力を有している他、県下の植生状況についてのデータを蓄積しており、自然環境面や生物多様性に配慮した森林造成技術・維持管理に関する企画力を有する人材を擁している。 また、同事業の履行にあたっては、補助金交付決定後の業務発注となることから、秋から翌年の春までに主たる実務期間が限定される中で、必要な県への各種申請、協議、調査報告、森林整備後の受検など、複雑な事務、提出物の作成を行う必要がある。本法人は県が主体の県民緑税事業の受託者であり、それらの必要資料を滞りなく作成できることから、迅速かつ着実な同事業の遂行が期待できる。 以上のことから、本法人は県民緑税事業の主旨を十分理解し、本業務を適切かつ効果的に履行するための能力と経験を有しており、本業務を遂行できるものは本法人以外に考えられない。 よって、本法人と特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
88	須磨浦公園青葉橋改修工事 業務	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コンコ ルディア神戸5階/TEL078-595- 6473	2025年8月5日	一般財団法人 神戸住環 境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1- 32	39,994,900	<p>近年、公園内の橋梁やトンネルなど専門的な技術を要する大規模土木構造物の老朽化が進んでおり、早期に対応が必要な構造物が出てきている。本業務の須磨浦公園青葉橋についても、設置から89年が経過しており、定期点検では早急な対応が必要であると診断されている。</p> <p>本業務は、市民の安全に関わるものであり早期かつ短期に執行しなければならないが、業務量が多い現状の市部局の業務執行体制では、工事発注関係事務を適切かつ迅速に実施することが困難である。「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定することとされている。</p> <p>(一財)神戸住環境整備公社は、関係する法令・積算基準・設計管理等の専門的な知識を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、かつ橋梁などの大規模土木構造物の改修について十分な専門的知識を有している。よって、本業務を適切かつ迅速に履行できるものは当該団体以外に考えられない。</p> <p>以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>
89	大沢西宮線用地測量調査業 務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064/TEL:078-981-5191	2025年8月25日	東土地家屋調査士事務所 神戸市中央区御幸通四丁 目2番27号	2,512,400	<p>本業務は、過去の道路改良事業において作成した地積測量図の内容に齟齬があることが判明したことから、適切な資料訂正の方針を検討することを目的としたものである。</p> <p>本業務は、測量業務に加え関係地権者や公共施設管理者、法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。</p> <p>また、現在、隣接地権者から当該土地での道路用地売払いの相談を受けているため、速やかに資料訂正の方針を検討する必要がある。当該業者は、昨年度に当該土地を対象として実施した「令和6年度用地調査業務」の受託者であり、当該地及び周辺状況に精通するとともに本市建設局道路管理課へのヒアリング、関係資料の収集及び訂正内容の検討を行い、検討内容に基づき本市から隣接地権者へ説明を行っている。そのため、当該土地に関する資料齟齬の内容、隣接地権者等との協議経緯を深く理解しており、これまでの説明内容との整合を図る必要があることから、当該業者に引き続き実施させることで、円滑な業務の遂行が見込まれ、期間の短縮、経費の削減が確保できると認められる。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
90	神戸市里山再生実施検証業務	建設局森林・防災部森林課 神戸市中央区加納町6-5-1神戸 市役所4号館6階／TEL:078-322- 0125	2025年8月29日	住友林業(株)資源環境事業 本部脱炭素事業部 東京都千代田区大手町1 丁目3番2号 経団連会館	12,386,000	本業務は、K OBE 里山 S DGs 戦略に基づき 北区淡河町の私有林をモデル地区として、令和4年度末から 里山整備に関する知見・経験を有する 住友林業(株)に委託し、里山再生と持続的な管理に向けた取り組みを進めている。 令和5年度は、地域の自治会・企業等にヒアリングを行い、地域の里山に関する 実情を把握し、今後の里山再生を進めていくためのアクションプランを取りまとめた。 続く令和6年度は、この アクションプランに基づき、森林整備を中心に様々な取り組みを行い、地域住民が 里山 に入りやすい環境を整えつつある。そのような中、業務を進める中で 効果を上げつつあるプランと、淡河地域において効果が見込めないプランも見えてきた。 このため令和7年度は、これまでの実施 検証を踏まえて 効果的な手法を組み合わせ、実施地区や内容を絞り、さらに地域内外の方と連携する形で 事業を進めることにより、地域による持続的な管理への 道筋をつけることを目指していく予定である。 同事業者は広大な自社林を持ち、森林管理や里山整備に関する知見や長年の経験を有しているため、本業務を遂行できる十分な技術力がある。加えて、これまで淡河町において地道に業務を実施してきた中で、地域の里山の実情を把握するとともに、地域 住民に加え 様々な事業者とも必要な人間関係を構築し、信頼を得ており、本業務を 引き続き効果的に遂行するためには、本事業者以外に考えられない。 以上のことから、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
91	県道山田三田線(上大沢)道路防災対策設計業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064／TEL:078-981-5191	2025年8月29日	応用地質株式会社 神戸市中央区浜辺通5-1- 14 神戸商工貿易センタービ ル401	3,795,000	本業務は山田三田線における道路防災対策の修正設計業務である。当該地は令和5年度に実施した道路防災カルテ点検の結果より、ブロック積擁壁に開口ひび割れ・せり出しが見られ、過年度の点検結果よりひび割れの進展が確認されたため、令和6年度に「県道山田三田線(上大沢)地質調査設計業務(以下、過年度業務)」を行った。本業務では、関係者との協議により工法の見直しが必要となったことから、過年度業務をもとに適切な対策工・施工計画等を検討するものである。 当該業者は、過年度業務の受託者であり、現地状況を熟知しているとともに、発注者とともに関係者との協議を行っている。また、本業務は過年度業務と密接に関連する業務のため、当該業者に委託して業務を進めることで、期間の短縮や経費の節減が見込まれる。したがって、本業務を迅速かつ確実に進めていくためには当該業者以外に適切なものは考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
92	国道428号(箕谷IC～小橋)道路詳細設計業務	建設局北建設事務所 神戸市北区有野町唐櫃字種池 3064／TEL:078-981-5191	2025年9月1日	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神戸市中央区磯辺通2-2- 3	7,788,000	当業務箇所は、国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業を行う路線と接続している箕谷IC～小橋区間である。本業務では、市道砂川線への右折進入時に後続車の滞留が生じていることから、渋滞緩和を目的とした車線拡幅の検討・設計を行う。本業務にて、公安委員会協議及び国道428号(箕谷北工区)トンネルバイパス整備事業の明かり部区間の工事ステップを考慮した施工計画の検討等を行う。 本業務区間の設計はトンネルバイパス整備事業と密接に関係しており、これまでの関係機関との協議経緯や調整課題などへの理解が求められる。当該業者は過年度のトンネルバイパス整備事業に伴う設計業務の受託者であり、これまでの設計内容や各機関との協議内容、調整経緯を把握している。また、過年度業務と密接に関連する業務であるため、当該業者に委託して業務を進めることで、期間の短縮や経費の節減が見込まれる。したがって、本業務を迅速かつ確実に進めていくためには当該業者以外に適切なものは考えられない。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
93	須磨浦公園駅山側法面防災対策工事	建設局公園部整備課 神戸市中央区磯上通3-1-7コン ルディア神戸5階／TEL078-595- 6472	2025年9月22日	山陽電気鉄道株式会社 神戸市長田区御屋敷通三 丁目1番1号	288,200,000	本工事は、土砂災害警戒区域に指定されている「須磨浦公園駅」の山側法面において、防災対策を実施するものである。当該工事の実施にあたっては、鉄道施設との境界における保安設備の設置や、工事期間中の鉄道安全管理作業が必要となる。 鉄道の安全管理義務の観点より、軌道の安全運行を図り、迅速かつ確実に安全に業務を遂行するためには、当該鉄道の管理者である山陽電気鉄道株式会社以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)